

# ソーシャル・インパクト加速化事業 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

ソーシャル・インパクト加速化事業

## 2 事業の目的

本事業では、首都圏等を中心に仙台・東北の社会起業家によるソーシャル・イノベーションの取り組みを広く発信することにより、首都圏等の副業・兼業・プロボノ人材等を巻き込んだ関係人口の増加を図る。また、仙台・東北の社会起業家の資金調達支援やインパクト投資家とのマッチングを通して、協業の創出やソーシャル・インパクトの拡大へつなげる。

## 3 業務の内容

### (1) 支援対象企業の発掘

ソーシャル・インパクトの拡大を求める仙台・東北のスタートアップ等を5社程度選抜し、採択者のニーズに合わせた支援を3か月から半年程度実施すること。

### (2) 個別支援プログラムの実施

採択者に対してニーズヒアリングを実施し、それぞれの事業拡大にあたってのニーズに応じたカスタマイズ型の適切なハンズオン支援を実施すること。また、本支援経費として1者あたり500千円計上すること。

なお、委託者が想定する支援内容は以下のとおりであるが、採択者のニーズによって柔軟に対応すること。

<支援想定業務>

資金調達（銀行の融資、クラウドファンディング等）やマーケティング、販路開拓支援等

### (3) インパクト投資家等とのマッチングイベントの開催

インパクト投資家や副業・兼業・プロボノ人材としてスタートアップへの参画に関心がある者を集め、採択者とのマッチングイベントを首都圏等で1~2回程度開催すること。（企画、登壇者の確保、会場の確保及び支払い、広報・集客、当日の運営、配布資料制作、謝金等費用負担及び支払等を含む）。

### (4) 東北ソーシャルイノベーションサミット（仮称）に向けたプレゼン指導等の実施

委託者がソーシャル・インパクト創出事業で実施する東北ソーシャルイノベーションサミット（仮称）において本事業の採択者登壇に向けたプレゼン指導や事業紹介動画作成等の支援を委託者が実施するソーシャル・インパクト創出事業受託事業者と連携して実施すること。

なお、本事業で当日のイベント運営経費を計上しなくても良い。

実施時期：令和7年2月中旬～下旬頃

実施内容：東北・全国で活躍する社会起業家や支援者等によるパネルディスカッション、採択者によるプレゼンテーション、交流会等

実施場所：仙台市内

(5) 情報発信・広報

東北のソーシャルスタートアップのエコシステムの構築に向け、メディア等との連携により本プログラムの実施状況等を逐次情報発信し、潜在起業家層の発掘・拡大及び東北の社会起業家の認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること（再委託も可とする）。

(6) 実施拠点

本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。

なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、仙台市外に拠点を設けることも差し支えない。

(7) アンケート等の実施及びソーシャル・インパクトレポートの作成

- ・本業務にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、プロジェクト等の改善に活かすように取り組むこと。
- ・本事業の採択者を中心とした成果を可視化したレポートを作成（編集可能な電子データ）して納品すること。また、レポート内容を若者やソーシャルスタートアップ等への関心層へ情報発信すること。
- ・レポート構成や内容については、委託者が実施するソーシャル・インパクト創出事業で作成するレポートとの共通性にも配慮し、委託者と相談の上、より分かりやすいものとする。

(8) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(7)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個別支援プログラム採択者の連絡先と連携内容、社会起業家支援の方策、東北の起業家・エコシステムの現状やその強化に向けた方策等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること（ワードもしくはエクセルファイル及びA4縦の紙媒体、写真・映像データ）。

(9) その他

ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努める

こと。

イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

#### 4 委託料

委託料の上限額 10,700,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

#### 5 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### 6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。